

愛媛県環境影響評価審査会の会議結果

- 1 会議の名称 愛媛県環境影響評価審査会（第2回）
- 2 開催日時 令和8年9月1日（火）14:30～16:10
- 3 開催場所 松山市男女共同参画推進センター 5階 大会議室
- 4 出席者 委員8名、事務局6名、関係課1名
事業者 松山市6名
パシフィックコンサルタンツ株式会社2名

5 審議事項(議題)

- 松山市新南クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書（2回目）

6 報告事項

- 愛媛県環境影響評価条例の一部改正（案）について
- 愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について

7 審議内容（全部公開：傍聴者2名）

<結論>

- 「松山市新南クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書」について、前回（令和8年7月17日）及び今回の審議を踏まえ、審査会意見（案）を取りまとめ、各委員に諮った上で、審査会意見として答申することとなった。

<委員からの主な意見等>

- 別紙のとおり

審議事項

○松山市新南クリーンセンター整備事業環境影響評価準備書（２回目）

【国末委員】

土壤汚染の調査結果について、鉛の含有量基準と溶出量基準を両方超過しているが、それぞれ基準を超過した箇所は同一か。また、基準を超過した場所は元々どういった場所として使用されていたのか。

【松山市】

資料 18 頁に示している通り、同一の区画で超過している箇所もあれば、含有量基準又は溶出量基準のみが超過している区画が存在している。この敷地は今のごみ焼却施設が３代目目であるが、第一期区画には１代目のごみ焼却施設、第二期区画には２代目のごみ焼却施設が設置されていた場所である。

【国末委員】

１代目や２代目のごみ焼却施設を解体する際に、土壤汚染状況の調査はしていないのか。

【松山市】

当時は法的義務がなかったため土壤汚染状況の調査はしておらず、今回の調査で判明したものである。

【国末委員】

１代目と２代目の解体の際に調査をしていないということは、これまでの間、のざらしであったということであれば、拡散されている懸念がある。当時、調査を実施しておけば、不要な拡散が防げたのではないか。また、拡散の懸念があるのであれば周辺調査をやった方がいいのでないか。今回の調査では、ダイオキシン類は調査されたのか。

【松山市】

土壤汚染対策法に基づき、地歴調査において対象物質の絞り込みをして、鉛、水銀、セレン、六価クロムの４物質を対象としている。

【国末委員】

ダイオキシン類についても調査をされた方がよいと考えるが、県としての考え方はどうか。

【愛媛県】

松山市域については、土壤汚染対策法の所管が松山市となっており、松山市の方で指導を実施されているもの。

【国末委員】

ダイオキシン類について全ての地点を測定する必要はないが、ごみ焼却施設の跡地である

のでダイオキシン類の調査をした方がよいのではないか。

【松山市】

ダイオキシン類については今回調査をしていない。今回の意見を踏まえて、調査の実施について検討したい。

【国末委員】

ダイオキシン類についても土壤汚染対策法の調査項目に含まれていると認識している。また、豊洲の移転時における同様の調査においては、揮発性有機化合物も検出されている。今回の調査では鉛が検出されていることも踏まえると、その他の物質についても調査を検討した方がよいのではないか。

【松山市】

土壤汚染対策法上、ダイオキシン類は法律の調査対象物質とされていない。

【国末委員】

資料には土壤汚染対策法の対象項目とそこからどのような理由で調査項目を選定しているかも含めて整理していただいた方がよい。

【高橋会長】

新施設では高温で焼却するため、ダイオキシン類は発生しにくく、また、焼却灰などの搬出時には測定もされていると考えられる。新施設の稼働後、将来的にダイオキシン類が検出された場合に、新施設によるものか、過去の施設によるものか判別するため、今回調査した方がよいのではないか。

【貴田委員】

今回、土壤汚染の項目として4つの元素を選定されているが、焼却灰や飛灰の中で一番溶出しやすいのが鉛であり含有量も高い、特にアルカリ性の焼却灰だと溶出しやすいことから、水銀も昔の灰からは溶出しやすいので、今回、選定された項目は理解できる。また、鉛は雨が降って溶出しやすく、環境中に移動しやすい物質であるため、量を把握する観点から深度方向の調査を行い、環境影響がどの程度になるのか把握しておくこと。

ダイオキシン類に関しては、運転条件を固定化し、高温で焼却、急冷することでダイオキシン類の発生を抑制するということであって、装置自体は大きく変更はないものと認識している。主には、運転管理をきちんとするということであつたので、過去は、1990年以前はダイオキシン類が環境中に多く出ていた。特に一般廃棄物の排出に含まれていたもので、当然、焼却灰や飛灰にも含まれていたものと考えられる。このため、ダイオキシン類は過去のごみ焼却施設跡地であれば調査をしておいた方がよいと考える。

鉛の溶出試験の頻度を増やすことについて、鉛はどの施設の飛灰でも溶出量が高い。過去にはキレート剤が長期にわたって効果が薄れてくるということが報告されているので、注意をしておくべきであり、新施設においても溶出試験でキレート剤が適切かという観点で頻度

高くやっておくべきと考える。当初の測定頻度として、年4回は少なすぎると感じる。

【高橋会長】

各委員のご意見を踏まえて、ダイオキシン類の調査についても検討してほしい。また、この場所は洪水などが起こりうる場所にあるので、汚染土壌が流出しないような対策を検討してほしい。

【国末委員】

今あるプラントを建設したときに環境影響の予測をしたと思うが、実際稼働した年数のデータとの比較はされているのか。

【松山市】

旧施設の建設時には環境アセスメントに関する法令がなかったため、今回の施設から環境影響評価の対象となっている。

【国末委員】

今回環境影響評価を行った予測について、新施設稼働後にデータを取得、検証・精緻化していくことが重要であるため、実測値の把握にできる限り取り組んでいただきたい。

【国末委員】

発電する計画としているが、発電した電力は何に使用するのか。

【松山市】

施設内の機械を動かすための所内使用と中央公園への供給、余剰電力については、売電を考えている。

【日鷹委員】

ハヤブサとニホンイシガメがパンフレットに掲載されているが、生体濃縮するタイプの生き物なので、今回検出された鉛や水銀がそういった動物の餌となるようなものに移動しないか、影響がないかどうか今後調査はするのか。

【松山市】

ハヤブサなどの猛禽類は確認されているが、基本は重信川や傍示川などの川の区域で採餌や飛翔をする個体を数例確認はしているが、今回土壌汚染が見つかった過去に焼却施設があった範囲で採餌しているということは今回の調査では確認していない。現状は広いグラウンドで人の利用が多いので、採餌の環境としては重要ではないと考えている。今回の環境影響評価の事後調査手続きの中では、動植物の調査は予定していない。今回の環境影響評価が想定される場所としては川が考えられるが、工事時は河川モニタリングを行う。なお、新施設稼働後は下水道排水となるため、川への影響は軽微であると判断している。

【日鷹委員】

ハヤブサなどは広域で餌を取るタイプなので、かなり慎重に検討しなければならない。

【柿原委員】

8 頁の回答で、粗大ごみについて、増加傾向としているが、リユース、リサイクルの啓発を促す取組は具体的にどのようなことをされているのか。

【松山市】

松山 Re・再来館において粗大ごみを集めて家具などは修理をして格安で売るなどの取組、また、昨年 11 月に株式会社ジモティーと協定を締結し、リユース拠点を設け、無料で使えなくなったものを持ち込むことができ、その店舗内で販売するなどの取組を行っているところ。加えて、松山 Re・再来館では、リユースマーケットを年 4 回開催している。

【柿原委員】

そういった取組を進めて、不要となった粗大ごみなどを市民が持ち込む場所の数を増やすなどの対応をしてほしい。

【松山市】

コストパフォーマンス的に難しいところであるが、引き続き取り組んでまいりたい。

【下元委員】

松山インターで高速を降りて、外環状線を通ってきた際に、そこから見える現在のごみ焼却施設はインパクトがあり、目立っていたが、車からの景色については地点には含まれないのか。

【松山市】

景観の調査地点としては、市民の方々が集まりやすく、通行するような場所として、東西南北 4 方向を調査地点として選定し、調査を行っているものである。車からの景観としては、他の環境影響評価の事例でも対象地点として選定しているところは少ないと認識しているが、今後、そういった点も配慮して施設のデザインや形状を決めていきたい。

【下元委員】

現施設は、真っ白で違和感があったので、新施設の設計にあたっては周辺環境に馴染むような色を選定してほしい。

【高橋会長】

この点については、サイクリングロードとも調和した施設となるよう景観の面から検討してほしい。また、煙突は倒れる事例もあったことから、煙突については地震が発生しても倒れることのない丈夫なものにしてほしい。

【有光委員】

資料の 12 ページの質問で、市民からプラスチックごみを分別しても焼却しているという指摘がある。今後は、可燃ごみに含まれるプラスチックも分別する計画であると聞いており、プラスチックごみの分別について市民に対して分かりやすく再度周知した方がよいのではないか。

【松山市】

令和 9 年 4 月から、3 市 3 町において、可燃ごみの中から製品プラスチックを取り出して再利用するという取組みを開始することとしている。直近では、この取組みを市民に周知する機会があるので、こういった機会を通じて、プラスチックごみの分別について市民に周知できるように努める。

【高橋会長】

本案件については、

- 今回、新施設を建設することとしている、旧ごみ焼却施設跡地において、鉛による土壤汚染が判明していること等を踏まえ、焼却灰等によるダイオキシン類の土壤汚染の可能性が否定できないと考えられることから調査を検討すること。
- 飛灰のキレート処理（薬剤による安定化）に係る溶出試験の頻度について、稼働開始直後は年 4 回としているが、キレート剤の有効性の観点で頻度が少ないと考えられるため、見直しを検討すること。
- 施設の色彩・デザインの設計に当たっては、周辺の自然環境やサイクリングロード等と調和した施設となるよう検討すること。
- 焼却施設に設置する煙突の耐震化を検討すること。
- プラスチックの分別の周知やリユース・リサイクルの促進方策について検討すること。という意見であった。

前回及び今回の審議を踏まえ、審査会意見（案）を取りまとめ、各委員に諮った上で、審査会意見として知事へ答申する。

報告事項

○愛媛県環境影響評価条例の一部改正（案）について

○愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について

【有光委員】

太陽光の発電事業者は、売電をする事業者が対象となるのか。大きな工場の敷地の中で、自社で電力を使用する場合も対象となるのか。

【愛媛県】

電気事業法に基づく、電気工作物が対象となるため自社の工場で設置する場合も対象となりうる。

【日鷹委員】

久万高原町の弥生遺跡で発掘をしているときに、隣接する土佐街道沿いで太陽光発電の工事が行われており、土佐街道の石碑が立っている場所も開発されているようで問題と感じた。今回の改正により、太陽光発電所の対象面積としては半分になるということでよいか。また、過去の開発事業で対象規模となりうる事業はどの程度あるのか。

【愛媛県】

出力が半分となることから、基本的に面積としてもこれまでの半分となる。また、県内の全ての太陽光発電所を把握しているわけではないが、経済産業省のホームページでFIT制度の認定事業者を確認すると、県内で1万kW以上の太陽光発電所は4か所である。

【高橋会長】

過去に県内で環境影響評価対象となった事業はないのか。

【愛媛県】

環境影響評価条例に太陽光発電所が追加されたのは、令和2年4月1日からであり、これまで県内で対象となった事業はない。

以上